

芳賀台地土地改良区会計係処務規程

第1条 会計係の職務は、他の規定によるものほか、この規程の定めるところによる。

第2条 会計係は、理事の互選した1人がこれにあたる。

第3条 会計係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 会計係は、その任期が満了しても、後任の会計係が就任するまでの間は、なおそ の職務を行う。

第4条 会計係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするために次の事務を担当する。

- (1) 予算決算に関すること。
- (2) 金銭及び物品の出納に関すること。
- (3) 区債及び借入金に関すること。
- (4) 財産の事務的管理に関すること。

第5条 会計係は、その責任に属する出納会計について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

第6条 会計係の交代があったときは、前任者は直ちに現金、書類、帳簿を後任者に引継ぎ、後任者からその旨理事長に報告しなければならない。

2 前項の場合においては、帳簿の末尾に引継ぎ年月日を記入し双方署名して押印しなければならない。

3 第1項の引継ぎに際し、理事長は職員をしてこれに立会わせることができる。

第7条 会計係が死亡その他の事故により、自ら引継ぎをすることができないときは、理事長は、他の職員に命じて前条の引継ぎをさせなければならない。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から適用する。